

(表面)

様式第1号(その3)(第4条関係)

使用許可申請書兼許可書(改葬・人体の一部)

年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合
管理者 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

死亡者(患者)との続柄(親族・その他()) _____

紫雲苑の使用許可を受けたいので、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

改葬	死亡者氏名		性別	男・女・不詳
	死亡年月日	年 月 日	本籍	
	死亡者住所	県 市・郡 町		
	改葬許可証 番号等	発行市町名	日付	年 月 日
			番号	
	火葬予約日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 10:30 <input type="checkbox"/> 11:30 <input type="checkbox"/> 12:00 <input type="checkbox"/> 13:30 <input type="checkbox"/> 14:30 <input type="checkbox"/> 15:00	
利用施設 (有料)	<input type="checkbox"/> 利用しない <input type="checkbox"/> 待合室(和室) <input type="checkbox"/> 待合室(洋室)			

※改葬には、改葬許可証の添付が必要です。

※□欄には、該当□欄内にレ印を記入願います。

人体の一部	患者の氏名	
	患者の住所	県 市・郡 町
	部位、数量	

※人体の一部は、排出を証する医師の書面の添付が必要です。

(以下は記入しないでください。)

上記の使用を許可します。

年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合
管理者

場長	担当者

使用許可番号	
--------	--

(裏面)

彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例 (抜粋)
(使用許可)

第3条 斎場を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。
2 管内に住所を有しない者が死亡したときで、前項の規定により許可を受けようとする者については、管理者が特別の理由があると認めた場合に限り使用を許可することができる。

(使用料)

第4条 斎場の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
(損害賠償)

第6条 使用者が故意または過失により設備を損傷し、または滅失したときは、その程度により、管理者が定める損害金を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に必要な事項は、管理者が定める。

別表(抜粋)

区 分	単 位	使 用 料(円)		
		管 内	管 外	
火 葬 場	13歳以上の者	1 体	20,000	80,000
	13歳未満の者	1 体	13,000	52,000
	死産児	1 胎	7,000	28,000
	改葬	1 体	5,000	5,000
	産汚物および人体の一部	1 体	5,000	15,000
霊 安 室	24時間以内	5,000	30,000	
待 合 室	1室3時間以内	1,000	5,000	

備考 1 管内管外の区分は、次のとおりとする。

管内とは、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町に住所を有する者をいう。管外とは、管内に住所を有しない者をいう。

2 霊安室および待合室の使用時間の超過については、一時間を増すごとに1,000円を加算する。

彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例施行規則 (抜粋)
(休業日)

第2条 斎場(以下「紫雲苑」という。)の休業日は、1月1日とする。ただし、災害・その他緊急の場合など、管理者が特に必要と認めたときは、火葬することができる。

2 前項に規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めたときは、前項の休日を変更し、または臨時に休業日を設けることができる。

(受付時間)

第3条 紫雲苑の火葬受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用許可)

第4条 条例第3条第2項に規定する使用許可については、次のとおりとする。

- (1) 管内で死亡したとき
- (2) 死亡者本人の本籍が管内に有しており、管内で葬儀を行うとき。
- (3) 死亡した者の親族で、管内に住所を有する者が喪主等として管内で葬儀を行うとき。
- (4) 隣接する湖北広域行政事務センターおよび八日市布引ライフ組合の火葬施設が故障等により使用できないときで、当該管理者から理由を付して申請がされたとき。
- (5) 災害等発生時における構成火葬場の相互応援協力に関する協定に基づき、応援協力を行うとき。
- (6) その他緊急の場合など、管理者が特に必要と認めるとき。

2 条例第3条の規定により紫雲苑を使用しようとする者は、使用許可申請兼許可書(様式第1号)に火葬許可証を添えて管理者に提出しなければならない。
3 管理者は、前項の申請により使用を許可した者(以下「使用者」という。)に使用許可書を交付する。

(使用の取消し)

第5条 使用者が使用の取消をするときは、管理者に申し立てを行い、許可を得なければならない。

(使用料)

第6条 条例第4条による使用料は、使用許可と同時に紫雲苑の窓口で徴収する。
2 条例第4条第2項ただし書の規定により使用料を後納とすることができる場合は、地方公共団体が使用するときとする。

(使用者の順守事項)

第9条 使用者は、次に定めた事項を順守しなければならない。

- (1) 許可書に記載された時間を厳守すること。
- (2) 紫雲苑の係員の指示に従うこと。
- (3) 他に迷惑となる行為をしないこと。

(遺骨の引取り)

第10条 使用者は、管理者が指定した日時に遺骨を引き取らなければならない。

2 前項の日時に使用者が遺骨を引き取らない場合は、管理者がこれを処理することができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

紫雲苑の使用手続きおよび使用者の施設利用の順守に関する規程
(目的)

第1条 この規程は、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例施行規則(平成12年組合規則第12号、以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、斎場(以下「紫雲苑」という。)の使用手続きおよび使用者の施設使用の順守について必要な事項を定めるものとする。

(到着時間の指定)

第2条 紫雲苑での人体火葬に伴う霊きゅう車等の到着指定時刻は、午前10時30分、午前11時30分、正午、午後1時30分、午後2時30分および午後3時とする。

2 各指定時刻における受入れ件数は2件までとする。
3 使用者は、到着指定時刻を順守しなければならない。

(火葬炉使用日時の予約等)

第3条 紫雲苑を使用しようとする者は、規則第3条に定める紫雲苑の火葬予約受付時間(以下「受付時間」という。)内に、事前に電話または紫雲苑の窓口から直接申し出る方法(以下「電話等」という。)により火葬日時の予約申込みをしなければならない。

2 前項の予約申込みは、火葬日時予約申込書(別記様式第1号)をファックス送信することによる方法も可能とする。ただし、ファックスでの予約の場合、紫雲苑を使用しようとする者は、受付時間内に、電話等により予約時刻の確認をしなければならない。
(予約の確認および事前審査)

第4条 前条の予約をした者は、予約後すみやかに紫雲苑予約確認等連絡書(別記様式第2号)に必要な事項(死亡者、使用者、葬儀場所、利用施設および棺・副葬品に関すること等)を記入後、紫雲苑へファックス送信し予約の確認を受けるとともに、紫雲苑の使用許可に係る事前審査を受けなければならない。

2 前項の必要事項のうち、棺・副葬品に関する項目において、棺の大きさおよび副葬品の制限事項が順守できない場合は、管理者は使用許可を行わない。
(火葬炉等使用許可申請)

第5条 火葬日時を予約した使用者は、予約火葬日の前日までに、規則第4条第2項に定める使用許可申請書兼許可書により紫雲苑の使用申請をしなければならない。なお、火葬炉の使用に当たっては、地方公共団体が交付した火葬許可証を添付しなければならない。

2 前項の使用許可申請に当たっては、使用者は紫雲苑の使用料を納付しなければならない。

3 管理者は、前2項の使用申請を許可するときは、使用許可書および使用料の領収書を発行するものとする。なお、これらの証書はいつぬる場合でも再発行しない。

4 前項により使用許可を受けた者が、紫雲苑の使用日時等を変更しようとするときは、既発行の許可書等を添付し、改めて紫雲苑の使用許可の申請をするものとする。
(棺の大きさ等の制限)

第6条 火葬可能な棺の大きさは、長さ200センチメートル、幅60センチメートル、高さ50センチメートル以内の木質製の寝棺とする。

(副葬品の制限)

第7条 使用者は棺内の副葬品等について、以下の事を順守するものとする。

- (1) 心臓ペースメーカーは爆発の危険性があるので、遺体から事前に摘出しておくこと。
- (2) ドライアイスや化学防臭剤は必ず出棺前に取り除くこと。
- (3) スプレー、ライター、水の入った容器、電池等は爆発する危険性があるので入れないこと。
- (4) ビニール製品、発泡スチロール、その他プラスチック製品は高温や不完全燃焼の原因となるので入れないこと。
- (5) 缶、金属、ガラス類等の燃えないものまたは布団、毛布、書籍、玩具等は火葬の障害となるので入れないこと。

2 火葬時、使用者が前項各号の事項を順守しなかったことにより火葬炉が損傷したと認められる場合、管理者は使用者に損害賠償を請求するものとする。

(到着時の対応)

第8条 使用者は、到着指定時刻までに到着するものとし、紫雲苑の係員が誘導するまで、待合ロビーで待機するものとする。

(到着が遅れる場合の連絡)

第9条 使用者は、到着が15分以上遅れるおそれのある場合は、予定到着時刻等必要な事項を事前に紫雲苑へ連絡しなければならない。

2 前項の連絡がなく15分以上遅れて到着した場合、火葬炉使用時刻を変更する場合があるので、使用者は到着後改めて火葬炉時刻の確認を紫雲苑の窓口とするものとする。

(告別室の利用)

第10条 火葬前の告別室の利用時間は10分程度とする。

(収骨について)

第11条 火葬開始後、紫雲苑の係員は当該使用者に収骨時刻の指定をするものとする。

2 使用者は、収骨指定時刻までに到着するものとし、紫雲苑の係員が誘導するまで、待合ロビーで待機するものとする。

3 紫雲苑の係員は、使用者が収骨を終えた時に、使用者に火葬証明書(火葬許可証)火葬日時等を追記したものを交付するものとする。

4 収骨後の残骨については、紫雲苑において処理するものとする。